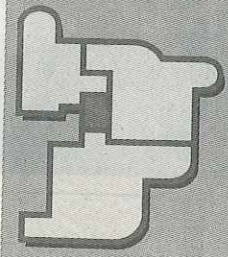


千葉



千葉日報WEB
http://www.chibanippo.co.jp
メールアドレス
c-nippo@chibanippo.co.jp

本

社

TEL

043(2)22(9)215

FAX

043(2)24(7)001

催しや公演などの情報がございますらお知らせください。

「空き家条例」制定へ

適正管理へ行政代執行も

15日から市民意見募集

老朽化で倒壊などの恐れがある空き家をめぐり、市は所有者に適正な管理を求める条例の制定を目指している。所有者が措置命令に従わない場合、撤去などの行政代執行の規定も盛り込む方針で、市は15日からパブリックコメントを実施。12月議会に提案し、来年4月から施行する予定。

響がある。また、内部に人が侵入して火災や犯罪につながる恐れもあるとされる。市には本年度、空き家に関する市民からの相談が68件(7月末現在)寄せられているという。

所有者の責務を明確にし、適正な管理を促す狙いがある。長期間にわたり使用されていない住宅を空き家と位置付け、市は状態を調査した上で、**管理不全と認め**た時は所有者に指導、改善の勧告、措置命令を出す。命令に従わない場合は住所や氏名、空き家の所在地を公表し、市が建物の撤去などを行う行政代執行も可能とする。また、措置命令を受けた所有者が高齢だったり、遠方に居住などの正当な理由で改善措置を行うことができないケースも想定している。

市は15日から条例案をホームページなどで公表。10月15日まで市民からの意見を募集し、同月下旬に市民意見の集約と市の方針を公表。12月議会に条例案を提出し、承認されれば来年4月からの施行予定。

市市民サービス課によると、2008年の国の調査では、市内には5万4250戸の空き家が確認され、1998年と比較すると7%増加している。確認された空き家のうち1万610戸で破損があったという。1人暮らしの高齢者が死亡

した後の住宅に、子どもなどの家族が居住しないことが空き家増加の要因の一つになっているとみられる。空き家が放置されたまま老朽化すると、倒壊の可能性が高まるほか、樹木や雑草が伸びて近隣住民の生活環境が阻害されるなどの影